

西宮市立留守家庭児童育成センター質問回答書

下表回答における例規は、以下を差します。

設備運営基準条例：西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
 設置運営事務取扱要綱：西宮市留守家庭児童育成センターの設置運営に関する事務取扱要綱

No	質問項目	質問内容	回答
1	提出書類	代表者の履歴、役員名簿における略歴とはどのような内容を記載すればよろしいでしょうか。学歴や、すべての職歴が必要でしょうか。	今までの職歴を簡潔にご記入ください。
2	提出書類	「複数施設に申請する場合も1冊にまとめて提出してください。」とのことですが、資料枚数が多く1冊のファイルに収まらない場合は、2冊に分けてもよろしいでしょうか。	極力1冊のファイルにまとめていただきたいところですが、やむを得ず1冊のファイルに収まらない場合、2冊目にファイルに分けていただくことは差し支えありません
3	様式 1-2 団体の概要	職員数について、「労働時間が短い場合は「1日7時間労働＝1人」として換算のこと」と記載がありますが、勤務日数についてはどのように換算すればよいのでしょうか？ 勤務日数に関わらず、1日7時間労働＝1名、7時間未満労働の者はカウントしないのでしょうか？ もしくは、短時間パート・アルバイト全体の総労働時間÷常勤職員の所定勤務日数×7時間で算出すればよいのでしょうか？	職員数については、各期末時点を基準として計上いただき、労働時間が短い場合は、「1日7時間労働＝1人」として換算してください。
4	様式1-3 保育 関連事業の運 営実績	運営施設が多数あり、またパンフレット(入会案内等)のページ数が多量な施設も多いため、パンフレットの添付は類似施設(放課後児童健全育成事業)に限定する、もしくは概要のわかるページのみ抽出するという対応は可能でしょうか。	選定にあたっては、これまでの保育関連事業の運営実績を加味します。パンフレットの抜粋等については、事業者様にてご判断ください。
5	指導員の配置・ 要件 様式 4-1 収支予算書	予算書、職員配置計画作成について、弾力運用時は考えずに定員で作成でよろしいでしょうか。	「職員配置計画書」の【記入に当たっての注意事項】に記載の通り加配を配置しない場合を想定して職員配置計画書を作成ください。「(様式4-1)管理に係る収支予算書作成上の注意について」にて記載の通り、設置運営事務取扱要綱第20条に規定する加配職員は、様式4-1管理に係る収支予算書内の[表2]非常勤職員1名当たりの必要経費にてご計上ください。
6	様式 4-1 収支予算書	「管理に係る収支予算書」に積算する人件費は、「管理に係る収支予算書作成資料 (3)参考数値」に記載されている「加配(弾力)」「加配(障害)」は「非常勤(加配)1名あたりの必要積算根拠資料」への記載で「管理に係る収支予算書」には含めないという認識で相違ないか。	お見込みのとおりです
7	管理に係る収支 予算書作成資 料	05【参考】収支予算積算説明内の【管理に係る収支予算書作成資料】(3)参考数値の職指導員数計に記載されている指導員数は、1日の配置人数でしょうか。	お見込みのとおりです
8	納税証明書	市税について、「西宮市税が課税されていない者で、市外に主たる事務所又は事業所を有する者にあたっては、主たる事務所又は事業所の所在地の市税」とありますが、西宮市で課税をされている場合、西宮市の納税証明書のみが必要で、主たる事務所・事業所の所在地での納税証明は不要という理解でよろしいでしょうか。	主たる事務所・事業所の所在地の市税の納税証明書は不要です。西宮市の納税証明書をご提出ください。
9	運営方法	春風、小松において保護者会(父母会)はありますでしょうか。また、ある場合は活動内容をご教示ください。	小松留守家庭児童育成センターでは、保護者会を実施しており、行事予定や子どもたちの日々の様子などの情報共有を行っております。(春風留守家庭児童育成センターには父母会はありません)
10	運営方法	春風、小松において、宿泊を伴うキャンプ等の行事や餅つきなど飲食を伴う行事はありますでしょうか。	ご質問の件については、各団体様の運営方針に基づきお考えいただく提案事項と考えております。
11	児童の入退室	春風、小松において、現在入退室管理システム等は使用されていますでしょうか。	質問NO.10に同じ
12	お弁当	春風、小松において長期休暇に配食サービスは実施していますでしょうか。実施している場合、1日平均利用数、使用している業者をご教示ください。	質問NO.10に同じ
13	おやつ	春風、小松において手作りのおやつを提供、長期休暇や土曜日に手作りの給食の提供はしていますでしょうか。	質問NO.10に同じ

西宮市立留守家庭児童育成センター質問回答書

下表回答における例規は、以下を差します。

設備運営基準条例:西宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

設置運営事務取扱要綱:西宮市留守家庭児童育成センターの設置運営に関する事務取扱要綱

No	質問項目	質問内容	回答
14	待機児童対策	小松育成センター、樋ノ口育成センターについては令和6年4月現在で待機児童が発生しています。 それに対して令和7年から10年推計でも運営センター数については新開設は計画されておられませんが、来年度以降も発生する待機児童対策として、西宮市としての施策を教えてください。	育成センターの整備について、これまでは運動場等の学校敷地内に専用施設を建設する手法を中心に進めてきましたが、既に全ての小学校で専用施設を設置していることから、今後、学校敷地内で育成センターの整備スペースを確保することは大変難しくなっています。 また、将来的には利用児童数の減少が見込まれることや整備事業費の縮減も踏まえ、今後の整備手法について、まずは、①学校内での育成センター整備については、専用施設を整備するのではなく、学校の協力を得ながら余裕教室の活用を図ることとし、②余裕教室の活用が難しい小学校については、近隣の公共施設の活用や校区内又は近隣校区に民設放課後児童クラブの整備を検討していきます。
15	よくある質問と回答	No.20新設育成センターの備品等の計上について記載があるが、今回はいずれも現運営事業者がいるため玩具や遊具、図書等は「様式4-1管理に係る収支予算書」に含める認識で相違ないか。	既存センターの備品(玩具や遊具、図書等含む)については、業務仕様書13(3)のとおり、指定期間が終了したときは引き継がれることとなっています。そのため本やおもちゃなどの備品にかかる指定管理料については、「様式4-1管理に係る収支予算書」に記載の通り、1センターあたり50,000円の計上をお願いします。
16	よくある質問と回答	No.4維持管理については、施設ごとに指定管理者の費用負担が発生する項目(「様式4-1管理に係る収支予算書」に記載の必要なもの)をご教授いただきたい。 また、その実績もしくは計上目安額を併せてご教授いただきたい。	維持管理については、No.4の記載の業務のとおり費用の生じる維持管理を想定しておりません。故障や破損等が発生した際は、収支予算積算資料の通り、軽微なものは指定管理者が1センターあたり25,000円指定管理料(修繕料)で対応し、その他については、市と協議の上、修繕を行います。